

1 商工会館使用料

(単位：円)

区 分	夏 季 (自 6 月～至 9 月)		冬 季 (自 1 0 月～至 5 月)	
	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
	午前 9 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 9 時	午前 9 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 9 時
会議室	3 0 分 4 0 0	3 0 分 5 5 0	3 0 分 6 0 0	3 0 分 7 5 0
研修室	3 0 分 3 3 0	3 0 分 4 8 0	3 0 分 4 0 0	3 0 分 5 0 0
備 考	電気料を含む		電気料及び暖房料を含む	

- (1) 長期の継続使用については、理事会の議を経て会長が定める。
- (2) 婚礼、祝賀会等の使用については、水道及びガス使用料として、1, 5 0 0 円を追加徴収する。
- (3) 非会員の使用料は、上記料金の 3 0 % 増を徴収する。
但し、羅臼町が使用する場合は会員と同額とする。
- (4) 土曜日、日曜日、祝日等の商工会の休業日には貸館を行わない。
但し、会長が特に認めた場合はこの限りではない。
- ※上記使用料は 税抜き表示のため、消費税は別に徴収する。